

湯河原町地域公共交通会議財務規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、湯河原町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第 2 条 交通会議の予算は、国からの補助金、湯河原町からの負担金、繰越金その他の収入をもって歳入とする。また、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、交通会議に諮るものとする。

3 交通会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

（予算の補正）

第 3 条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものとする。

（予算区分）

第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第 1 のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第 2 のとおりとする。

3 その年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第 1 又は別表第 2 に定める以外の項又は目を定めることができる。

（予算の流用又は予備費の充用）

第 5 条 歳出予算の流用又は予備費の充用は、湯河原町の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、交通会議に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第 6 条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（交通会議出納員）

第 7 条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

（収入及び支出の手続）

第 8 条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、湯河原町の例によるものとする。

2 交通会議出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊
(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年3月10日から施行する。

別表第1（第4条関係）

款	項	目
1 補助金	1 補助金	1 補助金
2 負担金	1 負担金	1 負担金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費